

国立市高齢者虐待対応 マニュアルダイジェスト

—地域で安心した生活を支えるために—

平成 28 年 3 月 第 2 版

国 立 市

はじめに

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されて10年が経過しようとしています。国立市では、平成27年2月に高齢化率21%を超え、超高齢社会に突入しました。高齢者介護が身近になる時代がすでに来ています。

厚生労働省の報告によると、平成18年度にあった高齢者虐待に関する相談・通報の総数は、18,663件でした。平成26年度では、26,911件と44.1%増加しています。虐待の種類では、身体的虐待が一番多く、次いで心理的虐待、経済的虐待となっています。高齢者虐待に関する認識の高まりとともに、世帯状況や社会の変化に伴い、介護負担が増してきていると言えます。同時に、高齢者の尊厳が脅かされることが懸念されるとも言えるのです。

国立市では、平成25年2月に高齢者虐待対応マニュアルを策定しました。その後の3年間でも高齢者虐待に関する相談・通報は増加傾向にあります。これまでの実務を積み重ねる中で、役割分担の見直し、地域包括支援センターの機能強化を目指して、より実務に合わせた高齢者虐待対応マニュアルとなるよう改訂をすることになりました。本マニュアルを行政機関だけでなく、広く権利擁護関係や介護事業所等でも役立てていただきたいと考えております。

高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活するために、さらに一層高齢者虐待の防止に力を入れていく所存です。

最後に、本マニュアルを改訂するにあたりご助言、ご協力いただいた関係機関の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成28年3月

国立市健康福祉部高齢者支援課

相談・通報

国立市における高齢者虐待対応フロー

地域包括支援センター／地域窓口相談受理

事実確認（48時間以内）／情報収集

介入拒否

立ち入り調査

コア会議／判定会議
アセスメントによる緊急性の判断

緊急性が高いと判断された場合

緊急性がそれほど高くない場合

一時保護または入院

保護施設
(介護施設、病院)

個別ケース会議

支援方針決定・支援実施

家族分離

在宅支援

居室の確保
入所検討会
家族支援

介護サービス調整
家族支援

モニタリング・評価

支援の終結

個別ケース会議

支援方針決定
支援実施

モニタリング
評価

支援の終結

※終結後、関係機関の関わりで変化
に気づいた際は地域包括へ連絡

国上市高齢者虐待対応マニュアル(ダイジェスト)

目 次

第1章 高齢者虐待防止の基本

- 1 高齢者虐待の定義について……………1
- 2 支援機関の役割 …………… 2

第2章 高齢者虐待の対応について

- 1 高齢者虐待の発見について …………… 3
- 2 事実確認 …………… 3
- 3 支援計画の立案（コア会議） …………… 5
- 4 介入拒否時の対応 ……………14
- 5 立入調査 ……………16
- 6 家族分離 ……………17
- 7 家族への支援 ……………20

第3章 成年後見制度

- 1 制度概要と関連事業……………21
- 2 制度利用の活用に関する関係機関の業務と流れ……………25

帳票類……………26

資料編<参考法令>

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 ……………37

第1章 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待の定義について

- 平成18年4月1日から「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「法」という。）」が施行されています。
- 高齢者虐待には「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事等による高齢者虐待」があり、家族や親族の他、介護保険施設や居宅介護サービス事業、地域密着型サービス事業など、高齢者の生活支援に関する様々なサービスに従事する者を含みます。
- 市は今後、にわかには高齢者虐待とは判別しがたい事例であっても、事実として高齢者の権利利益が侵害され、支援が必要と判断されるものについては、高齢者虐待の事例に準じて、必要な支援を行っていきます。
- 高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び者については高齢者虐待の早期発見及び行政の施策への協力の努力義務が課されました。
- 虐待を発見した者への通報義務なども規定されています。通報の段階では、本人の承諾がなくとも通報できます。
- 高齢者虐待には以下のような種類があります。（図表1-1参照）

【図表1-1】 高齢者虐待の主な種類と具体例

主な種類	内容と具体例
身体的虐待	身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的に遮断する行為 【具体的な例】 ・つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる ・過剰にベッドに縛り付けたり、薬を服用させたりする等
心理的虐待	脅しや侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること 【具体的な例】 ・排泄の失敗等を嘲笑し、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う、無視をする ・侮辱を込めて、子どものように扱う
性的虐待	本人が同意していない、性的な行為やその強要 【具体的な例】 ・排泄の失敗等に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス・性器への接触、セックスを強要する等
経済的虐待	本人の金銭を承諾なく使用し、理由なく本人にお金を使わせないこと 【具体的な例】 ・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する等
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	世話をしない等により、本人の生活環境や身体・精神的状態を悪化させること 【具体的な例】 ・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題、皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、脱水症状や栄養失調の状態にある ・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる ・必要とする介護・医療サービスを、理由なく制限し使わせない等

参照：東京都「高齢者虐待防止 一尊厳ある暮らしの実現を目指して」平成17年3月

財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構「家庭内における高齢者虐待に関する調査」平成15年度

2 支援機関の役割

(1) 国立市（地域包括支援センター）・地域包括支援センター窓口・くにたち権利擁護センター

高齢者虐待への対応は、国立市（地域包括支援センター）と地域包括支援センター窓口、くにたち権利擁護センター（国立市社会福祉協議会）がお互いの役割のもと協力して行います。

通報受理、虐待の判断、行政処分等については国立市（地域包括支援センター）が担い、迅速な情報収集や訪問等は地域包括支援センター窓口が、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用推進はくにたち権利擁護センター（国立市社会福祉協議会）が、中心となって担います。

(2) 介護支援専門員

介護支援専門員は、介護保険法の基本理念である「自立支援」を実現するため、高齢者に介護や介護予防が必要な状態であっても、高齢者が自身の能力に応じて自立した日常生活を営めるように支援する、という大きな役割を担っています。

- 高齢者虐待を含む権利擁護事業が、地域包括支援センターの業務として位置づけられましたが、介護支援専門員には、利用者の生活を総合的に支援する責務があります。
- 介護支援専門員が開催するサービス担当者会議において、日常的に気づきを共有することにより、高齢者や家族の抱えている困難や虐待のリスクを減らすことが可能となります。
- 介護支援専門員が、このような役割を認識しつつ、過大な負担を抱え込まずに対応を行うためには、地域包括支援センターによる包括的・継続的ケアマネジメントにおいて、適切な支援が行われることが大切です。

(3) 介護サービス事業者

実際に高齢者に介護サービスを提供している事業者について、高齢者虐待に係る役割として次のようなことが考えられます。

- あざなど身体的な徴候、高齢者の言動や家族の様子を通じて、虐待の疑いを持ったときは、速やかに介護支援専門員に連絡し、更に市の相談窓口につなぐことが必要です。このとき、高齢者や家族と話す機会の中で得られた情報があれば、できるだけ具体的に伝えます。
- サービス提供の際の声かけや見守りを通じて高齢者の精神的安定を図り、家族の話し相手になることや介護に関する情報提供を行うことが、家族の負担軽減につながり、虐待の予防や解決に役立ちます。
- サービス担当者会議などケースカンファレンスには積極的に参加し、チーム全体での支援を活性化しましょう。なお、高齢者本人についての情報提供の在り方については、中心機関である地域包括支援センターに必要な情報が遅滞なく届くよう、事業者間でのルール化も望まれます。
- 事業所内で研修を行う等高齢者権利擁護に関する知識を身に付け、高齢者に近く、高齢者虐待・権利侵害に気づきやすい立場である事を自覚して業務を遂行してください。

第2章 高齢者虐待の対応について

1 高齢者虐待の発見について

高齢者虐待についての相談は、社会福祉士以外にも主任介護支援専門員に対して、居宅介護支援事業所の介護支援専門員から包括的・継続的ケアマネジメントとして入る場合や看護師・保健師として介護予防の観点から気づく場合などが想定されます。相談を受ける体制は地域包括支援センター職員全員であたり、相談内容によって主となる担当職員を決めて支援にあたります。

課題分析を行った上で上記のような対応を行います。緊急性の高い場合には、各帳票の記入できる部分のみを記入し、すぐに支援を始めます。その際、各帳票の空欄部分等は、支援を進めながら埋めていきます。

2 事実確認

事実確認のポイント

- 相談・通報受理後の事実確認は市の役割です。
- 現地調査や、関係機関、周囲の関係者などからの情報収集を行い、複数の職種が連携して多面的に状況を確認します。
- 緊急性が高い事例への対応や早期介入のために、相談・通報があってから2日（48時間）以内（できる限り1日（24時間）以内）に事実確認を行います。
- 事実確認の際には、事実確認票ーチェックシート（29ページ）を使って行います。

（1）訪問調査及び関係者・関係機関等からの情報収集

- 相談・通報を受けたら事実確認を行います。当該事例に以前からかかわっていた関係機関や関係者などからの情報収集を含め、現地調査等を行います。
- 地域住民や民間事業者等から情報収集を行う際は、個人情報やプライバシー保護の観点から、当該事例について「虐待」であるという先入観を与えないように配慮します。

- 個人情報であるため情報提供を拒否される場合も考えられますが、虐待事例の場合早急な対応が求められます。高齢者や家族の生活を支援することが目的であることを説明し、理解を求めます。
- 情報源について守秘義務があり（法第8条）、誰から情報を得たのかを外部に漏らすことはないということを、相手方に丁寧に説明をします。
- 口頭ではなく文書で情報提供を依頼するなど、定期的に関係協力機関とのコミュニケーションを深めることが対応を迅速に進めるポイントです。
- 情報管理については、組織内でルール化を図り、適切に行います。
- 低栄養・脱水で入院中の重度認知症高齢者の年金振込先等預貯金口座情報を確認できず、養護者とも全く連絡が取れない場合などは、個人情報保護法の例外規定と老人福祉法第36条を根拠に年金情報を確認します。

【図表 2-1】 事実確認時のポイント

- ① 原則訪問をする。
- ② 収集した情報に基づいて確認を行う。
- ③ 解決すべきことは何かを本人や虐待者の状況から判断する。（自分の価値観で判断しない。）

参考：「市町村・都道府県における高齢者虐待・養護者支援の対応について」（厚生労働省）より

（2） 事実確認に入るまでの期間と初動体制

- 1日（24時間）以内に事実確認し緊急性を判断することが望まれます。（生命にかかわる危険な状態である可能性もふまえ）
- 体制を構築しつつある現状を踏まえ、2日（48時間）以内に事実確認に入ります。
- 訪問調査については、虐待者や高齢者本人による介入拒否が少なからずあり、相当の時間の経過があるのが実態です。関係者からの情報収集を綿密に行い、事態の悪化を招かないよう説得などを行います。（14ページ、「介入拒否時の対応」参照）。

（3） 事実関係の確認を行う主体

- 事実確認については、市の役割です。
- 国立市では、地域包括支援センター・市職員・民生委員など、複数の職種が合同で訪問することを原則とします。事実確認の段階から各専門職の知識・技術を持ち寄り、複眼的に確認します。
- 事実確認を行う中心機関については、地域包括支援センターや地域包括支援センター窓口が担うことが予想されますが、実際に高齢者本人や虐待者など家族と対面して中心的に支援を行う担当者は、状況や相性などを見極めて行ってください。

3 支援計画の立案（コア会議）

（1）アセスメント

アセスメントのポイント

- 収集した情報を整理して、対応する事例の問題状況を多面的に分析し、支援方針の検討に生かします。
- まずは、緊急性の判断をいち早く行うことが重要です。
- アセスメントは、虐待状況や本人及び家族の状況確認のほか、虐待の要因や背景の分析、地域資源の分析などを行います。
- 「利用者基本情報」（26ページ）や「高齢者虐待リスクアセスメントシート」（28ページ）を使います。

〔図表3-1〕 アセスメントの観点

- 1 緊急性の判断
- 2 虐待状況、本人及び家族の状況の確認
- 3 虐待の要因や背景の分析
- 4 地域資源の分析

〔図表3-2〕 アセスメントに必要な情報例

- ① 相談者の情報
氏名、連絡先、本人との関係
- ② 本人の情報
 - ・ 基本情報
 - ・ 健康情報
- ③ 虐待者の情報
- ④ 家族の状況
- ⑤ 生活状況、生活歴、住居環境
- ⑥ キーパーソンの情報
- ⑦ 虐待の情報
 - ・ 虐待の事実確認（疑いの場合はその根拠の確認）
 - ・ 緊急性（危険度）の確認
- ⑧ 地域資源の状況
- ⑨ 本人の意思
- ⑩ 家族の意思
- ⑪ その他

(2) 緊急性の判断

- 緊急性が高いと判断される場合には一刻も早く介入する必要があるため、可能な限りふさわしいものを選択して実施します。
- 情報収集・事実確認後でも当該事例が虐待かどうかの判断に迷えば、まず家族支援やサービスの見直しを行うこと等の、見守り型での支援を行っていく形も考えます。

[図表 3-3] 高齢者虐待の程度

程 度		内 容
当事者に自覚がなくとも、明らかな虐待と判断できる状態（専門職による介入が必要な状態）	緊急事態	高齢者の生命にかかわるような重大な状況を引き起こしており、一刻も早く介入する必要がある。
	要介入	放置しておくと高齢者の心身の状況に重大な影響を生じるか、そうなる可能性が高い状態。当事者の自覚の有無にかかわらず、専門職による介入が必要。
虐待かどうかの判断に迷う状態（放置すると深刻化することもあるため、本人や家族の介護、介護サービスの見直し等を図る）	要見守り・支援	高齢者の心身への影響は部分的であるか、顕在化していない状態。介護の知識不足や介護負担が増加しているなどにより不適切なケアになっており、長年の生活習慣の中で生じた言動などが虐待につながりつつあると思われる場合などがある。

参照：東京都「高齢者虐待防止―尊厳ある暮らしの実現を目指して―」平成17年3月

[図表 3-4] 緊急性が高いと判断できる状況（例）

<p>1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される</p> <ul style="list-style-type: none"> ○骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷 ○極端な栄養不良、脱水症状 ○低血糖の症状 ○「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報 ○器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される <p>2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある</p> <p>3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない</p> <p>4 高齢者本人が保護を求めている</p>

- 虐待が疑われる場合には、高齢者支援課に連絡をし、情報提供、相談、協力をしていきます。
- また、緊急性が高い場合、警察通報や救急などにつながる必要がある場合もあります。
- 緊急性の判断については、高齢者虐待リスクアセスメントシート（28ページ）が参考になります。

（3）コア会議

- コア会議では、高齢者虐待の有無、緊急性、虐待ではない場合の対応です。（コア会議録参照）

メンバー構成：高齢者虐待防止事務を担当する国立市地域包括支援センター職員及び管理職（高齢者支援課長）です。虐待対応を組織として判断するためにも、管理職の出席が大切です。事例に応じて地域包括支援センター職員、権利擁護センター、関係機関職員のうちから構成します。

（4）虐待の要因の分析

- 虐待の要因は、高齢者本人の介護や疾患の問題などをはじめとし、虐待を行っている者を含む親族側の要因、本人と親族の間の人間関係や性格・人格を要因とするものもあり、非常に多様です。

〔事例〕 虐待の要因

●介護疲れ

長期間にわたる介護疲れ。認知症の症状が見られてからの介護負担の増大

●精神疾患

虐待者自身の精神疾患に由来する介護力の欠如

●家庭における経済的困窮

養護者の介護離職やリストラ等、安定した収入がないために必要な介護を利用させない、被虐待者への不満を募らせる。

●虐待を受けていた経緯

虐待者が幼少期に虐待を受けていた経緯があり、精神的に不安定

●短気で暴力的な性格傾向

虐待者が、元来、短気で暴力的な性格傾向、現実的な思考や対応が困難

●理解力・判断力の欠如

虐待者の理解力・判断力の欠如。現実的な思考や対応が困難

●その他

高齢者本人の嗜好・癖等（アルコール等）、虐待をしている人の障害・疾患、依存など

(5) 支援方針の検討・計画の作成

支援方針の検討に当たってのポイント

- 支援方針を検討する際には、まず誰が支援の舵取りをするのか、主となる担当職員を決める必要があります。
- 主となる担当者は2人体制です。
- 個別ケース会議などを開催し、多面的に関係者が協議し、検討する機会を持つことが有効です。
- 支援方針の決定に当たっては、高齢者本人の意思を確認し、それを最大限に尊重するようにします。
- 「支援計画書」（35ページ）を使って、支援課題・支援目標等を整理し、具体的な支援内容を検討します。

関係者の協議（個別ケース会議）による方針決定

[図表 3 - 5] 個別ケース会議等で協議・確認すべき事項

- ① 事例についてのアセスメント情報の共有
- ② 支援方針の協議・決定と共有
- ③ 関係者間の役割分担や協働のルールの確認
- ④ モニタリングの視点及び再アセスメントの見極めポイントなどについての協議・確認

支援方針の決定に当たっての本人意思の確認・尊重

- 支援方針の決定に当たっては、本人の意思を確認・尊重することが非常に重要となります。
- 認知症がある場合は本人の意思の確認が困難となるため時間がかかることが多くなりますが、生命にかかわる等の極めて切迫した状況でない場合には、本人の意思や思いを最大限に汲み取る努力が必要となります。
- 個別ケース会議自体に高齢者本人も参加していくといったことも視野に入れていくことが望まれます。

(6) 支援の実施

支援方針の実施に当たってのポイント

- 本人と家族を多面的に支えていくために、様々な機関が連携して対応に当たります。
- 支援に当たっては、身近な地域における相談や介護などの一次的な対応のほか、必要に応じて専門機関につながります。
- 事例によっては家族分離も有効な手段の一つとなりますが、その場合は本人と家族の双方へのフォローが重要です。

多方面の協働による支援

- 高齢者虐待の事例は家族が問題を重複して抱えていることも多いために、多方面の協働による支援を行う必要があります。(13 ページ「認知症とその疑いがある場合の相談医療機関」、11 ページ「アセスメント結果を踏まえた支援メニューの考え方」参照)
- 支援には、公的機関だけではなく、民生委員や民間機関、地域の関係者等の関与があった方が、より適切な対応を図ることができる場面もあります。

(7) モニタリング

モニタリングのポイント

- 事例への対応に当たっては、随時関係者から情報を集約・確認し、状態変動時には再アセスメントと支援方針の修正を行いましょう。
- 初回のモニタリングはあらかじめ決定し支援開始後 1 週間以内を目安とします。

状態変動の確認

- 実際に支援を開始した後も、事例の状態変動について確認していきます。
主となる担当職員等の訪問や、サービス事業者等に状況確認と報告を依頼するなど、支援開始時にモニタリングの基本方針についてもあらかじめ関係者間で確認します。

関係機関の情報集約・確認

- モニタリングは主となる担当職員等が中心となって関係機関から情報を集約・確認し、調整を行います。
- 事例を分析することによって事例の現状や支援が有効となるポイント等について明らかにし、以後の支援方針の修正に生かします。

状態変化時の再アセスメント・支援方針の修正

- 再アセスメント・支援方針修正のポイントを下の〔図表3-6〕に挙げています。

〔図表3-6〕 再アセスメント・支援方針修正のポイント

状況に応じて次の事項について再アセスメントし、必要に応じて支援方針を修正する。

- ① 虐待は改善されたか（緊急性の度合いが下がったか）
- ② ケアを介護保険サービスにつなげ、フォローするか
- ③ 虐待の状況が変わらないときは新しい情報や事実はないか確認する
- ④ 過去の生活歴を当たる
- ⑤ 精神疾患の確認

（8）支援の終結

- 支援の終結とは、「虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまで」のことを指します。
- 高齢者虐待の支援として、目標が達成された時点で虐待対応としてのかかわりは終結します。
- 虐待対応の終結の決定は、対応の法的責任が生じている市が判断します。
（コア会議にて判断することが望まれます。）
- 地域包括支援センター（窓口含む）は、虐待対応の終結の段階であることについて、専門的見地に基づいて支援の進行状況を整理し、市へ連絡し共に終結について協議する役割を持ちます。

【図表3-7】 アセスメント結果を踏まえた支援メニュー選定の考え方

アセスメント結果	事例
① 被虐待者の生命にかかわるような重大な状況にある場合（緊急事態の際）	息子から母への虐待。母に打撲の跡やあざがある。食事を残せば叩かれ、怒られ、熱いお味噌汁をかけられたことあった。息子の話をすると母は震えて「家に帰りたくない」と訴える。
② 虐待者や家族に介護の負担・ストレスがある場合	息子から母への虐待。息子がひとりで介護を抱えている。寝たきりになった母に対して息子が抱えきれない。慣れない家事や母のおむつ交換などで眠れない夜が続く。仕事の疲れもあり、息子を呼ぶ母の声でつい手が出てしまった。いけないと思いながら家の恥だと相談することもできず、自分で自分を追いつめてしまう。近所からは優しい息子だと思われていて自分の本音を吐露できない。
③ 虐待者や家族に介護の知識・技術が不足している場合	嫁から義母への虐待。ベッドから車イスへ移乗することがうまくできず、無理やり引きずる。排泄に失敗した際には、罰としておむつをはずし、ベッド上に放置している。言うとおりに動かないとイライラして頭を小突く。
④ 認知症がある場合	息子から認知症があると診断された母への虐待。認知症であるという事実が受け入れられない。美味しい料理を作ってくれた母が火の不始末を出したり、食事を終えても食事の催促をしたりする。何度も同じことを聞かれ、「財布を取った」と責められる。疲れ果て、将来を悲観して母を怒鳴り突き飛ばしてしまった。
⑤ 高齢者本人や家族（虐待者含む）に精神疾患や依存などの問題がある場合	アルコール依存症がある甥から叔父への虐待。実子のいない被虐待者の面倒を見るからと同居を始めた。甥はお酒を飲んで叔父を怒鳴りつけている。甥が年金を使い、叔父の食事は1日1食。ひとりで外へ出られない叔父を部屋に閉じ込め、電話線を抜き、甥はギャンブルやお酒を飲んで過ごしている。
⑥ 経済的な困窮がある場合	無職で求職中の娘と介護を必要とする高血圧の母。娘に借金があり、母の年金で暮らす。「お金がないから」と介護保険サービスを突然止めた。治療も中断。娘は訪問を拒み、居室内は不衛生。母は風呂に入れず異臭がしている。また、家賃を滞納し始めた。母は「病院に行きたい」と話す。
⑦ 子や孫が抱える問題がある場合（児童虐待の併発、孫など子どもへの影響など）	嫁から義母への虐待。日頃、仲の悪かった嫁が義母に怒鳴りつける、「早く死んで」などと言う。その様子を見ている孫が、嫁の真似をして学校の友人に暴言を言う。先生に理由を聞かれると、先生へも暴言を言ったり、手を上げようとしたりとトラブルが目立ってきている。

支援メニュー選定の考え方	支援メニュー（あくまでも例示）
<ul style="list-style-type: none"> ・事態が重篤な場合は警察や救急隊を呼ぶ。 ・緊急的に分離・保護できる手段を考える。 ・施設入所、一時保護、入院など。措置権の発動も視野に入れて対応を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急ショートステイ、病院 ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・民生委員
<ul style="list-style-type: none"> ・訪問（定期的、随時）や電話で、虐待者の話を聞き、頑張っていることを支持する。 ・在宅サービスを導入する（介護離れができる時間をつくる）。 ・家族や親族の間で介護負担の調整を勧める。 ・施設入所を検討する。 ・介護についての相談窓口、地域の家族会などを紹介する。 ・専門家のカウンセリング。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症疾患医療センター（共済立川病院） ・国立市指定在宅医療相談窓口（医療法人社団つくし会） ・健康相談（保健センター） ・高齢者安心電話（社団法人東京社会福祉士会） ・民生委員 ・居宅介護支援事業所、訪問介護事業所 ・家族介護者交流会「陽だまりの会」（地域包括支援センター） ・認知症カフェ（医療法人社団つくし会/地域包括支援センター）
<ul style="list-style-type: none"> ・介護の知識・技術についての情報提供 ・在宅サービスを導入し、サービス提供の中で知識・技術を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・市高齢者支援課 ・居宅介護支援事業所、訪問介護事業所 ・有償家事援助サービス
<ul style="list-style-type: none"> ・家族に認知症の症状や関り方についての情報提供。 ・家族に認知症についての相談窓口（医療相談を含む。）を紹介し、かわりについての専門的な助言を受けるよう勧める。 ・服薬等により症状のコントロールが可能な場合があるので、専門医を紹介し診断・治療につなげる。 ・地域権利擁護事業、成年後見制度を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センター ・認知症疾患医療センター（共済立川病院） ・認知症サポート医（13ページ） ・東京都多摩立川保健所 ・くにたち権利擁護センター（国立市社会福祉協議会）
<ul style="list-style-type: none"> ・精神疾患（アルコール依存等）→保健所や医療機関につなげる。 ・しょうがいを疑う場合→しょうがいしゃ支援課につなげる。 ・地域の民生委員等に見守り協力を依頼する。 ・成年後見制度の活用を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関 ・東京都多摩立川保健所 ・市しょうがいしゃ支援課 ・くにたち権利擁護センター（国立市社会福祉協議会） ・民生委員
<ul style="list-style-type: none"> ・各種の減免手続きを支援する（都営住宅家賃・利用料の減額等）。 ・各種の貸付制度、就労支援制度手続きを支援する。 ・生活保護相談・申請→福祉総務課につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練受講給付金（ハローワーク立川） ・生活福祉資金（国立市社会福祉協議会） ・住宅手当、就労支援相談（市福祉総務課ふくふく窓口） ・生活保護（市福祉総務課） ・法的トラブルに関する相談（法テラス） ・社会的包摂サポートセンター
<ul style="list-style-type: none"> ・子どものケアを図る→子ども家庭支援センター ・在宅サービスを導入する（介護離れができる時間をつくる）。 ・サービス提供の中で適切なかわりを子どもに見せる。 ・精神疾患を疑う場合→保健所や医療機関につなげる。 ・関係者が多くなるので関係者間の情報共有を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員 ・子ども家庭支援センター ・多摩立川保健所 ・保健センター ・教育相談（教育センター教育相談室） ・こころの電話相談室（東京都立小児総合医療センター） ・地域包括支援センター

[図3-8] 認知症とその疑いがある場合の専門相談機関

<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター 		
事業所名（所在地）	電話番号	
国立市地域包括支援センター（国立市富士見台2-47-1）	042（576）2111	
<ul style="list-style-type: none"> 国立市在宅医療相談窓口（委託） 		
機関名（所在地）	電話番号	
国立市在宅医療相談窓口（国立市西2-20-10）	042（569）6213	
<ul style="list-style-type: none"> 認知症サポート医（平成28年1月8日更新） 		
医療機関名（所在地）	電話番号	備考
くにたち南口診療所（国立市中1-16-25）	042（577）8953	要予約
新田クリニック（国立市西2-26-29）	042（574）3355	
さくらホームケアクリニック（国立市東1-17-20-301）	042（577）0606	
広瀬医院（国立市西1-12-1）	042（575）0151	
<ul style="list-style-type: none"> 東京都地域連携型認知症疾患医療センター 		
医療機関名（所在地）	電話番号	
新田クリニック（国立市西2-26-29）	042（574）3355	
<ul style="list-style-type: none"> 東京都地域拠点型認知症疾患医療センター（国立市担当医療機関） 		
機関名（所在地）	電話番号	
国家公務員共済組合連合会 立川病院 （立川市錦町4-2-22）	0120（766）613	
<ul style="list-style-type: none"> 東京都機関 		
機関名（所在地）	電話番号	
多摩総合精神保健福祉センター （多摩市中沢2-1-3）	042（371）5560	
多摩立川保健所 （立川市羽衣町2-63）	042（524）5171	

4 介入拒否時の対応

介入拒否時の対応のポイント

- 多くの事例において、高齢者本人や家族による介入拒否が事実確認や介入の障害となっています。
- 介入拒否を解消するためには、まずは本人や家族の思いをうけとめ、粘り強く接触を持つことで信頼関係をつくっていく必要があります。
- 家族の介入拒否が解消されず、高齢者の生命や身体に重大な危険が懸念される時は、適切な時期に立入調査を実施します。

(1) 最初でかつ最大の難関である介入拒否

- 介入に当たっての最初でかつ最大の難関が、介入について本人及び虐待者の理解を得ることです。

(2) 本人や家族との信頼関係の構築の必要性

- 介入に当たっては、高齢者本人はもちろん、虐待者及びその他の家族との信頼関係の構築が、対応の成否を左右すると言っても過言ではなく、きめ細かな対応が求められます。

(3) 介入拒否を解消するための方策

【事例】介入拒否（被虐待者・虐待者）の場合の対応

●被虐待者と面識のあったスタッフが介入

●虐待者にデイサービスの見学を勧め、サービス利用を促進

●「高齢者の調査」と働きかけてみる

●虐待者の様子をみながら連絡手段や対応する中心機関を変更

●虐待者に精神的なケアを導入

【図表 4-1】 介入拒否時の対応のポイント

1 本人や家族の思いを理解・受容する

- ・高齢者虐待の問題として家族を批判したり責めたりすることはしない。まずは本人や家族の思いを理解、受容し家族を追い込まない。
- ・「虐待者＝加害者」と捉えるのではなく、虐待者が抱えている悩みや困惑、疲労について、苦勞をねぎらいながら理解を示していく。これまで介護などでがんばってきたことを評価し、ねぎらう。(傾聴、共感)

2 名目として他の目的を設定して介入

- ・虐待のことで介入すると悟られることのないよう、名目としては違う目的を設定して介入する。たとえば介護保険の認定調査や配食サービス、調査（意識調査など）が考えられる。

3 訪問や声かけによる関係作り

- ・定期的に訪問したり、「近くをとおりかかったので」といった理由や他の理由を見つけて訪問したり声かけを行う。
- ・訪問や声かけを通じて、時間はかかるが細く長くかかわることに配慮する。時に本人に会うことができたり、家族に連絡がとれたり、近隣から情報を聞けることがある。
- ・あせらず、粘り強く対応する。

4 家族の困っていることから、段階をふみながら少しずつ対応の幅を広げる

- ・いきなり虐待の核心にふれるのではなく、家族の一番困っていることは何かを探り、それに対して支援できることから順に対応していく。たとえば介護保険のサービス提供などで家族の介護負担を軽減することから始めるなど。
- ・虐待者が困っている時が介入のチャンスであり、虐待者の困難を支援するという視点でアプローチすることが有効である。

5 家族側のキーパーソンの発掘、協力関係の構築

- ・本人の意思決定に影響を与えうる人を家族、親族などの中から探し出し、その協力を得て援助を展開する。

6 主たる支援者の見きわめ

- ・主たる支援者と本人・虐待者の相性がよくないなどの場合には、主たる支援者を変更したり、他の機関・関係者からアプローチしてもらったりなどの方策をとることも考える。
- ・高齢者本人が医療機関に受診している場合には、医師の説得が効く場合があるため、医師等との連携も視野に入れて対応を図る。

7 緊急性が高い場合は法的根拠により保護

- ・緊急性が高いと判断される場合には、法的根拠に基づく支援を行う。

(参考)「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)

5 立入調査

立入調査のポイント

- 法の成立により、高齢者の安否の確認ができず、高齢者の生命や身体の重大な危険が強く懸念される場合には、市の権限として立入調査を実施することが可能となりました。
- 立入調査の実施に当たっては、高齢者本人の意思を事前に確認してそれを尊重することのほか、警察を含めた関係者との連携や保護が必要となった場合の受け入れ先の確保などを事前に行い、計画的に実施していくことが重要です。

(1) 立入調査の権限と実施の要件

- 様々な方法で支援を試みても虐待者の理解が得られず、高齢者の安否の確認や援助の実施ができない場合で、高齢者の生命や身体の重大な危険が強く懸念される場合には、法第11条を根拠として迅速な対応を図ります。

「生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある」と判断できる事例

- ① 近隣住民や関係者から、高齢者の重篤な怪我や衰弱、慢性疾患の悪化、重い感染症などについての具体的な情報が寄せられているにもかかわらず、家族等の拒否が強く、様々な働きかけをしても、居所への立入りや高齢者本人への面会などが実現できず、安否が確認できないとき。
- ② 高齢者の生命又は身体の重大な危険が明らかであるにもかかわらず、虐待者が具体的な支援を受け入れず、高齢者の保護や治療が困難なとき。
- ③ 入院や医療的な支援が必要な高齢者を家族等が無理に連れ帰り、住居内に引きこもっているようなとき。

(2) 立入調査に当たっての留意事項

- 立入調査に当たっては、それが有効なものとなるよう、実際に立入調査を実行する職員、調査を行う時間帯、建物の管理人など関係者の協力、病院への救急搬送や福祉施設等への速やかな保護が必要になる場合に備えた保護の方法や受け入れ先についても、事前に具体的な計画を立てておくことが求められます。
- 立入りする職員については、複数の職員を選任する必要があります。
- 緊急性の判断を適切に実施するためにも、医療職などの同行も有効です。

6 家族分離

- 生命にかかわる危険性がある場合など緊急度が高い場合や、他の手段で虐待の軽減が期待できないような場合は、家族分離について検討します。

〔図表 6-1〕 家族分離の手段の例

対応手段	備 考
契約によるサービス利用	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。 ・ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていくなどの工夫が必要。
高齢者緊急短期入所事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国立市が特別養護老人ホームなどの空床ベッドを利用して実施する事業において、一定期間被虐待者を保護する。
その他のショートステイ	<ul style="list-style-type: none"> ・自費負担による有料老人ホームのショートステイもある。 ・自立している高齢者の女性が夫から暴力を受けている等の場合は、東京都女性相談センターの一時保護や民間シェルターも利用することができる。
やむを得ない事由による措置	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に基づく市の決定事項として、虐待等の理由により介護保険の契約による介護サービスの利用が著しく困難な65歳以上の高齢者について、市が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。
養護老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。
軽費老人ホーム入所	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設。
保護命令	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条）。

(参考)「東京都高齢者虐待対応マニュアル」(東京都)

(1) やむを得ない事由による措置

- 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、当該高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置を行います。
- 措置の際、虐待者の同意は必要とせず、措置先は虐待者に伝える必要はありません。
- 本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。
- 本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。

【図表 6-2】 やむを得ない事由について

- ①事業者と『契約』をして介護サービスを利用することやその前提となる市町村に対する要介護認定の『申請』を期待し難いこと
- ②養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らして養護の負担軽減を図るための支援を必要と認められる場合が想定されるもの

【図表 6-3】 やむを得ない事由による措置のサービス種類

老人福祉法第10条の4(居宅サービスの措置)と第11条第2項に措置のサービスについて規定されています。

- | | | |
|--------------|---------------|------------|
| ●訪問介護 | ●通所介護 | ●短期入所生活介護 |
| ●小規模多機能型居宅介護 | ●認知症対応型共同生活介護 | ●特別養護老人ホーム |

措置要否の判断ポイント

- 『生命または身体に重大な危険の生じるおそれがある』場合、高齢者の判断能力の有無にかかわらず、『やむを得ない事由による措置』をとることも可能
- 高齢者の判断能力が低下し、必要なサービスが利用できない場合
- 経済的な虐待があり、生活に必要な金銭が高齢者のために使われていない場合
- 高齢者が自ら助けを求められない場合（または求めようとしない場合）
- 面会制限の適用が必要な場合

(2) 家族間の調整・修復および支援

- 家族分離が支援の終了ではありません。本人も家族もそれぞれが安心して生活ができるようになり、かつ虐待が再発しないことが目的です。
- 最終的にどのような住まい方が望ましいのかということ、高齢者本人と家族の双方の意向を確認・尊重し対応します。
- 家族分離後の高齢者本人に対する精神面の支援、養護者に対する必要に応じた精神的な支援や生活支援についても配慮が必要になります。

(3) 面会の制限

- 法の施行により、以下の場合については虐待防止及び高齢者保護の観点から、市長又は施設長は、虐待者に対して高齢者との面会を制限することができます。(法第13条)。

- ① 被虐待者をやむを得ない事由により特別養護老人ホームに入所措置した場合
- ② 養護受託者に対し、被虐待者の養護を委託した場合

面会制限の可否判断ポイント

- 面会制限は市の判断と責任で行なう。
- 市は管理職が出席する会議で判断する。
- 高齢者の権利を制限することから、広範な適用は避け、制限する期間を決め、見直す時期を定めておく等、できるだけ制限的な運用をする。

7 家族への支援

家族全体をみるための視点

■家族内の役割

高齢者を主にケアする人は誰か、ケアの方法を決めている人は誰か、家事の分担はどうか、最終決定をする人は誰かなど

■家族構成と家族の健康問題について

■家族内の人間関係

家族内の雰囲気はどうか、高齢者が一番信頼しているのは誰か

■家族の結びつき

家族内の一人ひとりがどのように介護に向き合っているか、どう思っているか

(1) 家族支援の意義

- 高齢者虐待は、介護負担・家族関係の強弱・経済的利害関係・介護離職やリストラ等による養護者の経済的困窮・精神障害やアルコール依存など多くの因子が絡み合って生じており、様々な要因によって発生した家族内のストレスが家庭内で最も弱者である高齢者に対して表出したものです。
- 虐待の発生に関わる一方で、高齢者の介護を行い、生活を支えているのも家族です。家族の関係は虐待の発生に深く関わりと同時に、問題の解決にも深く関わります。
- 虐待者を含む家族全体のアセスメントと、本人への支援と家族を支援する観点を持ちます。

(2) 支援者の基本姿勢

- 家族の思いの受容
- 家族の主体性（自己決定）の尊重
- 中立的な立場での支援

(3) 家族支援のポイント

- 多面的な介入
- 本人支援と虐待者支援の分担
- 長期的な観点から支援方針を決定する
- 支援者間で情報交換、共通対応方針の徹底
- 家族をアセスメントするときの視点
- 認知症の理解
- 家族だけで抱えず、地域で介護する視点を持つ
- 認知症カフェ（毎月第一日曜日・他、不定期）
- 陽だまりの会（認知症介護家族間話し合いの場：3か月に1回）

第3章 成年後見制度

1 制度概要と関連事業

1 成年後見制度概要

平成12年の社会福祉法や介護保険の実施に伴い、福祉サービスはそれまでの措置制度から利用者との対等な関係で契約を締結する制度となりました。それまでの民法での禁治産・準禁治産制度が利用しにくいと指摘されていましたが、民法改正の法整備等により成年後見制度が開始し、本人の「自己決定」をできるかぎり尊重する形で、判断能力の不十分な人を直接支援するための仕組みができました。

この制度は、精神上の障害によって判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、本人に代わって法的に権限の与えられた代理人（成年後見人等）が行い、本人が安心して生活できるよう支援する制度です。つまり法律行為における意思決定が困難な方の判断能力を補う制度で、最終的にその方の生命、身体、自由、財産等権利を擁護することを目指した制度です。

2 高齢者虐待防止・養護者支援法との関係

認知症高齢者等に対する養護者や施設における虐待や消費者被害の防止と、発生した人権被害からの救済や回復を図る上で、成年後見制度の活用が指摘されています。とりわけ、虐待を防止する上で成年後見人等による財産管理や身上監護が有効であると指摘されています。市は、虐待対応や市長申立の体制を整備しながら、高齢者虐待防止・養護者支援法を実効あるものにするため、成年後見制度の活用を積極的に検討することも大切です。

(参考) 高齢者虐待防止法における成年後見制度の取扱

- ・市長は、財産上の不当利益の被害を受けた（または受けるおそれのある）高齢者について、適切に市町村長の申立権の行使をする（法第27条2項）
- ・国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護ならびに財産上の不当取引による高齢者被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担軽減のための措置等を講じ、成年後見制度が広く利用されるようにする（法第28条）

3 市長申立の検討

本人の判断能力が不十分であって、親族がいない（不明を含む）、または親族がいても申し立てをする者がいない（音信不通、申立拒否、虐待等で申立不適當）場合などは、市長申立てを検討する必要があります。国立市では市長審判請求関係者連絡会を開催し、市長申立の必要性が考えられる事案について検討しています。必要と判断されたケースについては、円滑な手続きのために、適宜、関係機関・関係部署が協力し役割分担して申し立て手続きを行うこととします。

4 地域福祉権利擁護事業

地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）とは、都道府県社会福祉協議会を実施主体に市区町村社会福祉協議会などが協力して行うものです。国立市では、国立市社会福祉協議会のくにたち権利擁護センターが担っています。

支援の対象となる方は、判断能力が不十分でも、契約内容について理解できる能力を備えている方で、援助内容は、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス（通帳、印鑑などの預かり、福祉サービス利用料や公共料金などの支払い、生活費払い戻し等）、書類等の預かりサービスです。本人の権利擁護を検討する過程で、本人の判断能力によっては地域福祉権利擁護事業の活用も有効な場合があります。

5 緊急一時事務管理

民法第 697 条には管理者の管理義務、第 698 条には緊急事務管理が定められています。民法第 697 条の管理者の管理義務とは「義務なくして他人の為に事務の管理を始めた者は其の事務の性質に従い最も本人の利益に適すべき方法に依りて其の管理を為すことを要す」と定められ、民法第 698 条の緊急事務管理では「管理者が本人の身体、名誉又は財産に対する急迫の危害を免れしむる為に其事務の管理を為したるときは悪意又は重大な過失あるに非ざれば之に因りて生じたる損害を賠償する責に任ぜず」と定められています。

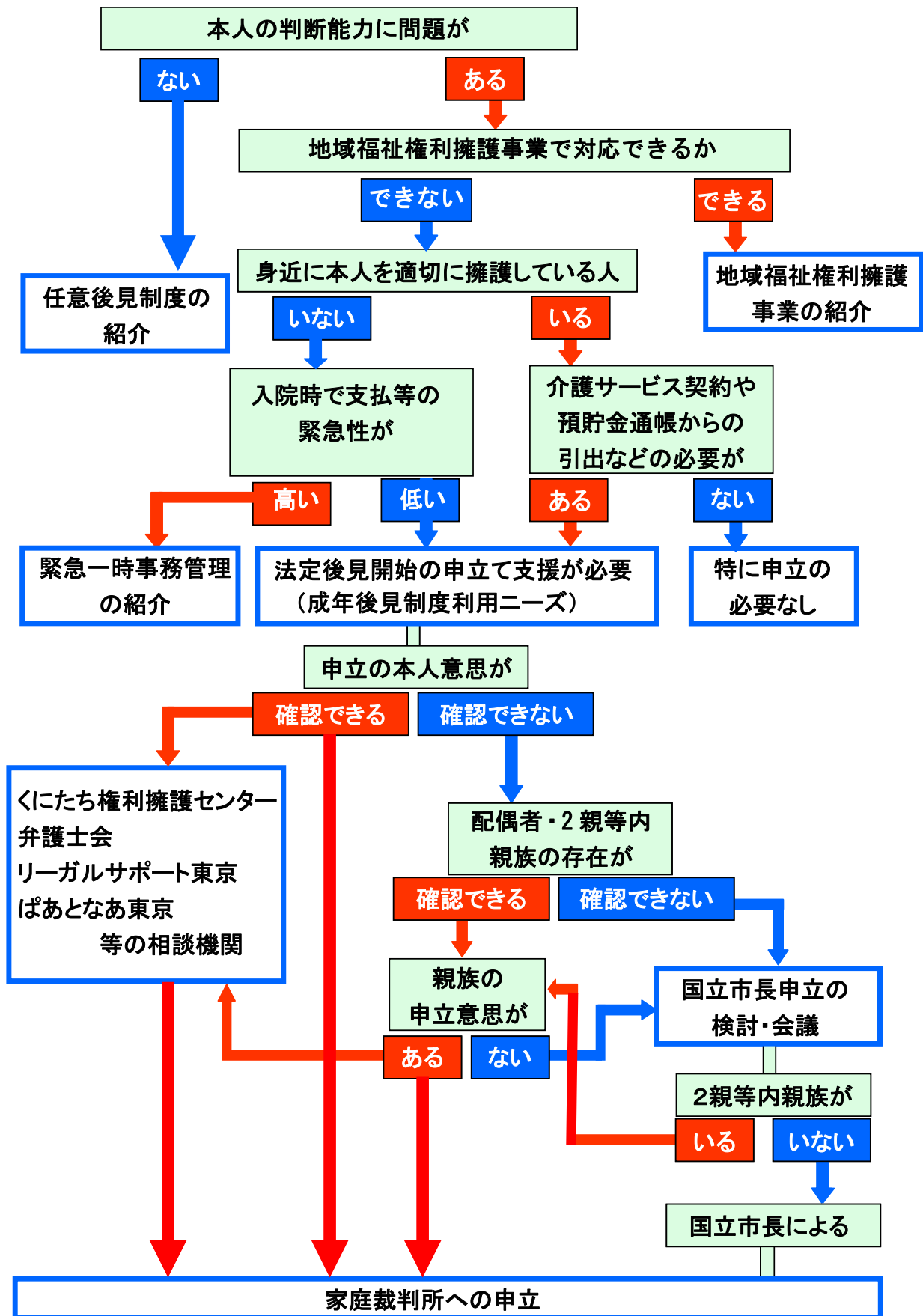
市では、判断能力が著しく低下した高齢者やしょうがい者の方に対して緊急一時事務管理を行う場合があります。市がくにたち権利擁護センターへ依頼をすることで、くにたち権利擁護センターが金銭管理サービス、印鑑などの預かり、入院費などの支払いを代行するものです。成年後見人の申し立てに時間を要する場合などに緊急一時事務管理の検討が必要な場合があります。

[図表1-1]法定後見制度の類型

		補助	保佐	後見
要件	対象者	精神上の障害(認知症・知的障害精神障害等)により事理を弁識する能力が不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分な者	精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に在る者
開始の 手続き	申立できる人	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長、任意後見人など (注)福祉関係の行政機関については、整備法で規定		
	本人の同意	必要	不要	不要
機関の 名称	本人	被補助人	被保佐人	成年被後見人
	保護者	補助人	保佐人	成年後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	成年後見監督人
同意権・ 取消権	付与の対象	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」	民法13条1項所定の行為	日常生活に関する行為以外の行為
	本人の同意	必要	不要	不要
	取消権者	本人・補助人	本人・保佐人	本人・成年後見人
代理権	付与の対象	申立の範囲内で家庭裁判所が定める「特定の法律行為」		財産に関するすべての法律行為
	本人の同意	必要	必要	不要
責務	身上配慮義務	本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務		

(日本社会福祉士会『福祉関係者のための成年後見活用講座』20ページ参照)

[図表1-2] 成年後見制度を活用するときの考え方



2 制度の活用に関する関係機関の業務と流れ

成年後見制度の活用に関する関係機関の業務

◎：中心的な役割を担う	○：関与することを原則とする
△：必要に応じてバックアップする	空欄：当該業務を行わない

		国立市	地域包括支援センター・地域窓口	くにたち権利擁護センター
成年後見制度普及の広報	・地域住民、関係機関等への広報啓発 ・成年後見制度に関する説明会や相談会 ・パンフレット等の活用	◎ ○ ○	○ △ ○	◎ ◎ ◎
相談、実態把握	・支援が必要な高齢者のピックアップ	○	◎	○
申立へのつなぎ（本人・親族） ○本人又は親族による申立が可能 可能な場合には、必要に応じて申立支援をする	・申立書類の配布 ・申立書等の作成、関係書類の準備 ・診断書の準備（医師への説明と依頼） ・後見候補者の調整	○ △	○ ○ ○	◎ ◎ ◎ ◎
地域の医療関係との連携	○診断書作成の協力依頼	○	○	◎
各種団体とのネットワーク	後見候補者を推薦する団体の紹介・連携	○	○	◎
進捗状況の確認	必要なときは、市長や親族による申立が行われているかどうかの確認	◎	○	◎
東京家庭裁判所立川支部への申立	○親族申立 ・必要に応じて東京家庭裁判所立川支部に同行 ・家裁の調査立会い ○市長申立 ・東京家庭裁判所立川支部に同行 ・家裁の調査立会い	△ △ ◎ ◎	△ △ △	◎ ◎ ◎ ◎
審判後のフォロー	○親族後見人 ・財産管理や身上監護、報告書など 後見業務での不明な点の相談受付 ・専門家の紹介 ○第三者後見人等 ・後見人等への親族調査の引継ぎ ・後見人等への引継ぎやカンファレンスの参加 ・第三者後見人連絡会にて継続的なフォロー	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	◎ ◎ ◎ ◎ ◎

利用者基本情報

作成担当者： _____

《基本情報》

相談日	年 月 日 ()	来所・電話 その他 ()	初回 再来 (前 /)	
本人の現況	在宅・入院又は入所中 ()			
フリガナ 本人氏名	男・女	M・T・S	年 月 日生 () 歳	
住 所	Tel	()		
	Fax	()		
日常生活 自立度	障害高齢者の日常生活自立度	自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2		
	認知症高齢者の日常生活自立度	自立・I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M		
認定情報	非該当・要支1・要支2・要介1・要介2・要介3・要介4・要介5 有効期限： 年 月 日～ 年 月 日 (前回の介護度)			
障害等認定	身障 ()、療育 ()、精神 ()、難病 ()、・・・ ()			
本人の 住居環境	自宅・借家・一戸建て・集合住宅・自室の有無 () 階、住宅改修の有無			
経済状況	<input type="checkbox"/> 年金(国民・厚生・障害・()) / 月 万円) <input type="checkbox"/> 生活保護 ※特記事項 ()			
来所者 (相談者)			家族構成 ◎=本人、○=女性、□=男性 ●■=死亡、☆=キーパーソン 主介護者に「主」 副介護者に「副」 (同居家族は○で囲む)	
住 所 連 絡 先	続柄			
緊急連絡先	氏名	続柄		住所・連絡先
			家族関係等の状況	

利用者基本情報

《介護予防に関する事項》

今までの生活				
現在の生活状況（どんな暮らしを送っているか）	1日の生活・すごし方			趣味・楽しみ・特技
	時間	本人	介護者・家族	友人・地域との関係

《現病歴・既往歴と経過》（新しいものから書く・現在の状況に関連するものは必ず書く）

年月日	病名	医療機関・医師名 (主治医・意見作成者に☆)		経過	治療中の場合は内容
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	
年 月 日			Tel	治療中 経過観察中 その他	

《現在利用しているサービス》

公的サービス	非公的サービス

経路：新予防給付プラン作成
本人・家族等 基本健康診査 情報提供（医療機関・民生委員・地域住民等）
非該当調査 訪問活動による 高齢者実態把握調査 要支援・要介護者からの移行
その他（ ）

フォロー：新予防給付プラン作成 特定高齢者プラン作成 プランなし（一般高齢者・必要なプログラム無・プラン同意なし・特定施策以外）
地域包括支援センター報告 実態把握

高齢者虐待リスクアセスメントシート(国立市版)

レッド (緊急保護の検討)	①すでに重大な結果を生じているか？ 頭部外傷(血腫、骨折)、腹部外傷、意識混濁、重度の床ずれ、重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、栄養失調、全身衰弱、強い自殺念慮
	②被虐待者自身が保護を求めている
	③被虐待者から「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」等の訴えがある～訴えの内容
	④虐待により被虐待者の人格や精神状態に著しいゆがみを生じている～意思表示の変容
	⑤虐待者が高齢者の保護を求めている
	⑥「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えあり
	⑦刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある
	⑧生活を維持できない環境である
	⑨その他()

イエロー ①(集中的援助)	⑩今後重大な結果が生じる恐れの高い状態が見られるか？ 頭部打撲、顔面打撲、顔面腫張、不自然な内出血、やけど、刺し傷、極めて非衛生的、極端なおびえ、軽度の脱水、低栄養、低血糖の疑い
	⑪繰り返される恐れが高いか？ <input type="checkbox"/> 習慣的な暴力、新旧の傷、あざ、入退院の繰り返し <input type="checkbox"/> 虐待者の認識: 虐待の自覚なし、認めたがらない、援助者との接触回避 <input type="checkbox"/> 虐待者の精神的不安定、判断力低下、非現実的な認識
	⑫家族内で虐待の連鎖が起きている
	⑬その他()

イエロー ②(集中的援助・防止)	⑭被虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ <input type="checkbox"/> 認知症自立度: I・IIa・IIb・IIIa・IIIb・IV・M <input type="checkbox"/> 問題行動: 徘徊・暴力行為・昼夜逆転・不穏・興奮・失禁 <input type="checkbox"/> 障害者自立度: J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2 <input type="checkbox"/> 性格的問題(偏り): 衝動的・攻撃的・粘着質・依存的 <input type="checkbox"/> 精神疾患(統合失調症・その他)・依存症(アルコール・薬物・その他)・知的障害
	⑮虐待者に虐待につながるリスク要因があるか？ <input type="checkbox"/> 被虐待者への拒否的感情や態度がある <input type="checkbox"/> 重い介護負担感、介護疲れがある <input type="checkbox"/> 認知症や介護に関する知識・技術不足がある <input type="checkbox"/> 性格的問題(偏り): 衝動的・攻撃的・未熟性・支配的・依存的 <input type="checkbox"/> 精神疾患(統合失調症・その他)・依存症(アルコール・薬物・その他)・知的障害 <input type="checkbox"/> 経済的問題: 低所得・失業・借金・被虐待者への経済的依存
	⑯その他()

イエロー ③(継続的、総合的援助)	⑰虐待につながる家庭事情があるか？ <input type="checkbox"/> 長期にわたる虐待者・被虐待者への不和関係 <input type="checkbox"/> 虐待者・被虐待者の共存関係 <input type="checkbox"/> 虐待者が暴力の被害者(誰から:) <input type="checkbox"/> その他の家族・親族の無関心 <input type="checkbox"/> 住環境の悪さ: 狭い・被虐待者の居室がない・非衛生的
	⑱その他()

備考	
----	--

事実確認票—チェックシート(国立市版)

確認 年 月 日 ~ 年 月 日 時 分

作成者 _____

氏名		男・女	生年月日	明治 大正 昭和	・	・	年齢		歳
確認場所	<input type="checkbox"/> 居宅 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他()			確認時の養護者の有無			<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

確認事項 サイン: 当てはまるものがあれば○で囲み、気になることがあれば記載する。

虐待の事実	1	なし	3	目視など	5	その他
	2	写真など	4	介護看護記録	6	不明

身体的虐待	あざや傷の有無	頭部に傷・顔や腕に腫脹・身体に複数のあざ・頻繁なあざ	
	あざや傷の説明	つじつまが合わない・求めても説明しない・隠そうとする	
	行為の自由度	自由に外出できない・自由に家族以外の人と話すことが出来ない	
	態度や表情	おびえた表情・急に不安がる・家族のいる場面といない場面で態度が異なる	
	話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言がある	
	支援のためらい	関係者に話すことを躊躇する・話す内容が変化する・新たなサービスの拒否	
現状と対応			

放棄・放任	住環境の適切さ	異臭がする・極度に乱雑・ベタベタした感じ・暖房の欠如	
	衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま・濡れたままの下着・汚れたままのシーツ	
	身体の清潔さ	身体の異臭・汚れのひどい髪・皮膚の潰瘍・のび放題の爪	
	適切な食事	やせが目立つ・菓子パンのみの食事・他所ではがつつ食べる	
	適切な医療	家族が受診拒否・受診を勧めても行った気配が無い	
	適切な介護等サービス	必要であるが未利用・勧めても無視、拒否・必要量に対して極端に不足	
	擁護者の態度	支援者等と会うことを避ける・話したがらない・拒否的・支援者等に責任転嫁する	
現状と対応			

心理的虐待	体重の増減	急な体重の減少・やせすぎ・虚食や過食がみられる	
	態度や表情	無気力な表情・なげやりな態度・無表情・急な態度の変化	
	話の内容	話したがらない・自分を否定的に話す・「ホームに入りたい」「死にたい」などの発言	
	適切な睡眠	不眠の訴え・不規則な睡眠	
	高齢者に対する態度	冷淡・横柄・無関心・支配的・攻撃的・拒否的	
	高齢者への話の内容	「早く死んでしまえ」など否定的な発言・コミュニケーションをとろうとしない	
現状と対応			

性的虐待	出血や傷の有無	生殖器等の傷・出血・かゆみの訴え	
	態度や表情	おびえた表情・怖がる・人目を避けたがる	
	支援のためらい	関係者に話すことを躊躇する・援助を受けたがらない	
	その他		
現状と対応			

経済的虐待	訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金が無くなった」などの発言がある	
	生活状況	資産と日常生活の大きな格差・食べる物にも困っている・年金通帳、預金通帳が無い	
	支援のためらい	サービス利用負担が突然支払えなくなる・サービス利用をためらう	
	その他		
現状と対応			

自己放任	昼間でも雨戸がしまっている	
	電気、ガス、水道がとめられていたり、新聞、テレビの受診料、家賃等の支払いを滞納している	
	室内や住居、外にゴミがあふれていたり、異臭がしたり、虫がわいている状態である	
	何を聞いても「大丈夫だ」と話し、あきらめのような姿勢がある	
	身体の異臭・汚れのひどい髪・皮膚の潰瘍・のび放題の爪	
	必要であるが未利用・勧めても無視、拒否・必要量に対して極端に不足	
現状と対応		

養護者の態度	高齢者に対して冷淡な態度や無関心さがみられる	
	高齢者の世話や介護に対する拒否的な発言がしばしばみられる	
	他人の助言を聞き入れず、不適切な介護方法へのこだわりがある	
	高齢者に対して過度に乱暴な口のきき方をする	
	経済的に余裕があるように見えるのに、高齢者に対してお金をかけようとしない	
	高齢者の健康や疾患に関心がなく、医師への受診や入院を拒否する	
現状と対応		

地域での様子	自宅から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音が聞こえる	
	庭や家屋の手入れができていない。または放置の様相をしめしている	
	郵便受けや玄関先などが、1週間前の手紙や新聞で一杯になっていたり、電気メーターが回っていない	
	気候や天候が悪くても、高齢者が長時間外にいる姿がしばしばみられる	
	近所づきあいがなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる	
	高齢者が道路に座り込んでいたり、徘徊をしている姿がみられる。	
現状と対応		

事実確認票 - 身体図・写真等

記入日 年 月 日
確認者(記入者に○)

身体図
写真等証拠資料

写真等証拠資料

コア会議録 第__回

高齢者本人氏名

様 (年齢 歳)

記録者氏名

会議日時: 年 月 日 時 分～ 時 分

出席者		
主訴・経過	相談者 内 容	
虐待認定の 判断 <u>チェックの仕方</u> 既に認定している 場合は、「認定済」 にチェックし、認 定日を()内に 記載 ※疑い場合は事 実確認を継続 ※一時的解消の場 合は再発可能性に 留意	1. 身体的虐待	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 認定済 () <input type="checkbox"/> 一時的解消 <input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
	2. 放棄・放任	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 認定済 () <input type="checkbox"/> 一時的解消 <input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
	3. 心理的虐待	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 認定済 () <input type="checkbox"/> 一時的解消 <input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
	4. 性的虐待	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 認定済 () <input type="checkbox"/> 一時的解消 <input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
	5. 経済的虐待	<input type="checkbox"/> 認定 <input type="checkbox"/> 疑い <input type="checkbox"/> 認定済 () <input type="checkbox"/> 一時的解消 <input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
	具体的内容と 判断根拠	<input type="checkbox"/> 詳細は事実確認票 (年 月 日)、 アセスメント要約票 (年 月 日) を参照
緊急対応の 必要な状況の 確認	<input type="checkbox"/> 緊急性高い・・・チェックした場合は「支援内容」の「緊急対応」のチェックへ <input type="checkbox"/> 頭部外傷 <input type="checkbox"/> 意識混濁 <input type="checkbox"/> 高齢者の姿が確認できない状況の継続 <input type="checkbox"/> 腹部外傷 <input type="checkbox"/> 重い脱水症状 <input type="checkbox"/> 高齢者の恐怖や不安・保護の強い訴え <input type="checkbox"/> 重度の褥そ <input type="checkbox"/> 脱水症状の繰り返し <input type="checkbox"/> 虐待者からの高齢者の分離・保護の訴え <input type="checkbox"/> う <input type="checkbox"/> 栄養失調 <input type="checkbox"/> 虐待者の高齢者支援への拒否的言動 <input type="checkbox"/> その他外傷 <input type="checkbox"/> 在宅継続は非常に困難 <input type="checkbox"/> 高齢者への暴力行為、脅迫等 <input type="checkbox"/> 病状悪化 <input type="checkbox"/> 医療サービスが使えない <input type="checkbox"/> 虐待解消が見込みにくい家庭状況・要因 <input type="checkbox"/> 要検査 <input type="checkbox"/> 高齢者の強い自殺念慮 <input type="checkbox"/> 世帯内での虐待行為の連鎖 () <input type="checkbox"/> 全身衰弱 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	<input type="checkbox"/> 緊急性低い 判断根拠 ()	
	<input type="checkbox"/> 不明・・・不明の場合は、事実確認の継続へ 理由 ()	
高齢者本人の 意見・希望	<input type="checkbox"/> 在宅生活継続 <input type="checkbox"/> 虐待者との別居 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> 生計分離 <input type="checkbox"/> 認知症などのため確認困難 <input type="checkbox"/> パワレスのため確認困難 <input type="checkbox"/> 未確認 <input type="checkbox"/> 不明	
虐待者(疑い) の意見・希望	<input type="checkbox"/> 同居希望 <input type="checkbox"/> 高齢者の入所 <input type="checkbox"/> 高齢者の介護意欲 <input type="checkbox"/> 高齢者の金銭管理 <input type="checkbox"/> 未確 <input type="checkbox"/> 認・未面談 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 養護者支援の必要性あり	
その他家族後 見人の意見・ 希望	<input type="checkbox"/> 高齢者との同居 <input type="checkbox"/> 高齢者の入所 <input type="checkbox"/> 高齢者の介護継続 <input type="checkbox"/> 関与拒否 <input type="checkbox"/> 連絡とれず <input type="checkbox"/> 連絡していない <input type="checkbox"/> 存在未確認	

支援内容 () 内には具体的内容を記入 (実施決定した場合■、今後、支援を検討する場合は☑)		担当者	備考 (いつまで・注意事項等)
緊急対応	<input type="checkbox"/> 警察への通報・相談 <input type="checkbox"/> 立入調査 <input type="checkbox"/> 警察への援助要請 <input type="checkbox"/> 高齢者分離 <input type="checkbox"/> 措置入所 () <input type="checkbox"/> 緊急一時保護 () <input type="checkbox"/> 契約入所 (契約支援者) () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 面会制限 () <input type="checkbox"/> 受診支援(入院支援) <input type="checkbox"/> 生活保護の医療扶助単給 <input type="checkbox"/> 介護保険制度利用支援のための職権申請等 <input type="checkbox"/> 財産保全 <input type="checkbox"/> 金融機関への紛失届提出支援 <input type="checkbox"/> 年金振込先の変更 <input type="checkbox"/> 日常生活自立支援事業利用 <input type="checkbox"/> 成年後見 審判前の保全処分 <input type="checkbox"/> ライフラインの確保 <input type="checkbox"/> その他 ()		
成年後見人等	<input type="checkbox"/> 選任済 <input type="checkbox"/> なし(<input type="checkbox"/> 申立要()) <input type="checkbox"/> 未把握		
各種支援	<input type="checkbox"/> 虐待の事実の確認の継続(認定している場合も含む) <input type="checkbox"/> 本人のアセスメント(情報収集・分析)、支援 <input type="checkbox"/> 判断能力程度確認 <input type="checkbox"/> 意思・意向の確認 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス導入支援 <input type="checkbox"/> ケアプラン調整の支援 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 養護者のアセスメント(情報収集・分析)、支援 <input type="checkbox"/> 面談 <input type="checkbox"/> 支援の必要性の確認 <input type="checkbox"/> 虐待の告知・意識づけ <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 世帯の経済情報の確認 <input type="checkbox"/> その他関係機関からの情報収集 () <input type="checkbox"/> 関係機関への協力要請() <input type="checkbox"/> 生活保護 <input type="checkbox"/> 障害福祉 <input type="checkbox"/> 保健所・保健センター <input type="checkbox"/> 医療機関 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 各種制度利用手続き支援等() <input type="checkbox"/> 在宅サービス導入・調整支援() <input type="checkbox"/> 専門医紹介・医療導入支援()		
<input type="checkbox"/> 具体的な支援内容 <input type="checkbox"/> 計画期間 <input type="checkbox"/> 次回の会議の予定 <input type="checkbox"/> 連絡体制(情報集約先) <input type="checkbox"/> 注意事項	<input type="checkbox"/> 上記以外にはなし		

個別ケース会議録

利用者名 _____ 様
 開催日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

作成担当者 _____
 開催場所 _____

作成年月日 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 開催時間 _____ 開催回数 _____ 回

会議出席者	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名	所属(職種)	氏名
検討した項目						
検討内容						
結論						
残された課題						

支援計画書

チェック欄	国立市	包括支援センター	権利擁護センター
初回	その他()		

高齢者本人氏名 _____

支援計画作成者所属・氏名 _____

支援計画作成日 年 月 日

初回支援計画作成日 年 月 日

高齢者本人 の意見・希望	支援機関・関連機関等連携マップ											
					養護者の 意見・希望	支援課題	支援の方針/ 短期目標					
								総合的な支援 の方針/ 長期目標	支援内容	提供者	依頼日	実施予定日
									支援機関 連絡先			

モニタリングの時期

支援評価表

作成年月日

その他()

高齢者本人氏名

支援計画作成者所属・氏名

支援計画作成日 年 月 日

初回支援計画作成日 年 月 日

課題	支援目標		支援実施状況	目標達成状況(日付)		今後の方針
	虐待種別	判定	1. 重大な結果が生じている 2. 重大な結果が生じるおそれ 3. 支援を要する状況が続くおそれ 4. 虐待の疑いがある 5. 虐待は解消した 6. 虐待は確認されていない 7. その他	高齢者本人の状況(意見・希望)	養護者の状況(意見・希望)	
	1. 身体的虐待					
	2. 放棄・放任					
	3. 心理的虐待					
	4. 性的虐待					
	5. 経済的虐待					
	6. その他					
支援途中での支援計画変更など			評価結果のまとめ(年 月 日現在の状況)		今後の対応	

参考法令

○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

[平成17年11月9日法律第124号]

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

第2条 (定義等)

この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であつて養介護施設従事者等(第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 1 養護者がある養護する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - 2 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
 - 1 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第211項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第26項に規定する介護老人福祉施設、同条第27項に規定する介護老人保健施設若しくは同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター(以下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為
 - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
 - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
 - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
 - 2 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第23項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第12項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第16項に規定する介護予防支援事業(以下「養介護事業」という。)において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

- 6 65歳未満の者であつて養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者をいう。)については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用する。

第3条 (国及び地方公共団体の責務等)

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第4条 (国民の責務)

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

第5条 (高齢者虐待の早期発見等)

養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

第6条 (相談、指導及び助言)

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

第7条 (養護者による高齢者虐待に係る通報等)

養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

第8条 市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であつて当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第9条 (通報等を受けた場合の措置)

市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。

- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

第10条（居室の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第11条（立入調査）

市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の4第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第12条（警察署長に対する援助要請等）

市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合においてこれらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

第13条（面会の制限）

養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

第14条（養護者の支援）

市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第15条（専門的に従事する職員の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

第16条 市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

第17条（事務の委託）

市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第18条（周知）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

第19条（都道府県の援助等）

都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

第20条（養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置）

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

第21条（養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等）

養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。

- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第22条 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

第23条 市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第4項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

第24条（通報等を受けた場合の措置）

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

第25条（公表）

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

第4章 雑則

第26条（調査研究）

国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

第27条（財産上の不当取引による被害の防止等）

市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者を行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

第28条（成年後見制度の利用促進）

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

第五章 罰則

第29条 第17条第2項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、三十万円以下の罰金に処する。

附 則（施行期日）

1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

（検討）

2 高齢者以外の者であつて精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成18年6月21日法律第83号抄〕

沿革

平成18年12月20日号外法律第116号〔道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律附則6条による改正〕

平成23年 6月22日号外法律第72号〔介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律4条による改正〕

（施行期日）

第1条 この法律は、平成18年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

1 第10条並びに附則第4条、〔中略〕第131条から第133条までの規定 公布の日

2～5 〔略〕

6 〔前略〕附則第53条、〔中略〕第111条、第111条の2及び第130条の2の規定 平成24年4月1日

（健康保険法等の一部改正に伴う経過措置）

第130条の2 第26条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号の指定を受けている旧介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設については、第5条の規定による改正前の健康保険法の規定、第9条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第14条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第20条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第58条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第67条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第90条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第91条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第96条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第111条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第111条の2の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成30年3月31日までの間、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第48条第1項第3号の規定により平成30年3月31日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

- 3 第26条の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第107条第1項の指定の申請であって、第26条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第48条第1項第3号の指定があったときは、第1項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第131条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。)の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為並びにこの法律の施行後前条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第132条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によってしたものとみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相当の規定により手続がされていないものとみなして、改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第133条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則[平成18年12月20日法律第116号抄]

(施行期日等)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
〔後略〕

〔平成一9年1月政令10号により、平成19・1・26から施行〕

附 則[平成20年5月28日法律第42号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成21年1月政令9号により、平成21・5・1から施行〕

附 則[平成23年6月22日法律第72号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 1 〔前略〕第4条、第6条及び第7条の規定並びに附則第9条〔中略〕及び第50条から第52条までの規定 公布の日
- 2 〔略〕

(罰則に関する経過措置)

第51条 この法律(附則第1条第1号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第52条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則[平成23年6月24日法律第79号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年10月1日から施行する。

(調整規定)

第4条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)の施行の日前である場合には、同法の施行の日の前日までの間における第2条第1項及び前条の規定による改正後の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第2条第6項の規定の適用については、これらの規定中「第2条第1号」とあるのは、「第2条」とする。

附 則[平成26年6月25日法律第83号抄]

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日又は平成26年4月1日のいずれか遅い日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

1 [前略]附則第7条、[中略]第71条及び第72条の規定 公布の日

2 [略]

3 [前略]附則第59条中高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第5項第2号の改正規定(「同条第14項」を「同条第12項」に、「同条第18項」を「同条第16項」に改める部分に限る。)並びに附則第65条、第66条及び第70条の規定 平成27年4月1日

4・5 [略]

6 [前略]附則第59条の規定(第3号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第60条の規定 平成28年4月1日までの間において政令で定める日

[平成27年2月政令49号により、平成28・4・1から施行]

7 [略]

(罰則の適用に関する経過措置)

第71条 この法律(附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第72条 附則第3条から第41条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

国立市高齢者虐待対応マニュアル策定委員会

- | | | | |
|-----------------------|-------|----|-------|
| ・くにたち権利擁護センター | ◎委員長 | 山地 | 晴義 |
| ・浴風会ケアスクール | ○副委員長 | 服部 | 安子 |
| ・国立市医師会 医師 | | 丹沢 | 佳子 |
| ・西東京弁護士事務所 弁護士 | | 岡垣 | 豊 |
| ・国立市民生委員・児童委員協議会 | | 野村 | 修子 |
| ・立川警察署 生活安全課 | | 高橋 | 義博 |
| ・国立市役所健康福祉部高齢者支援課 | | 大川 | 潤一 |
| ・国立市地域包括支援センター 北窓口 | | 鈴木 | 渉 |
| ・国立市地域包括支援センター 福社会館窓口 | | 猪又 | 千恵 |
| ・国立市地域包括支援センター 泉窓口 | | 林 | 瑞哉 |
| | | | (敬称略) |

相談先窓口一覧

○国立市健康福祉部高齢者支援課○

〒186-8501

国立市富士見台2-47-1

☎042-576-2111（代）

○地域包括支援センター○

地域包括 支援センター	国立市地域包括 支援センター	国立市富士見台 2-47-1 市役所内	042-576-2111 （内）153・169 042-576-2175 （時間外・休日専用）
地域窓口	北	国立市北 3-2-1 5号棟1階	042-573-4661
	福祉会館	国立市富士見台 2-38-5	042-580-1294
	泉	国立市泉 3-1-6	042-577-6888

○くにたち権利擁護センター○

〒186-8555

国立市富士見台2-38-5 くにたち福祉会館内

社会福祉法人 国立市社会福祉協議会 総務課 権利擁護係

☎042-575-3222

発行 平成25年2月 初版
平成28年3月 第2版

発行者 東京都 国立市 東京都国立市富士見台2-47-1
編集 国立市地域包括支援センター・地域包括支援センター窓口・くにたち権利擁護センター
国立市健康福祉部高齢者支援課